

相模原市スポーツ大会出場奨励金贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の社会体育活動に対する意識高揚を図るため、全国大会等のアマチュアスポーツ大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において奨励金を贈呈することについて必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の対象)

第2条 奨励金の贈呈の対象は、次の各号のいずれかに該当し、市長が認めたものとする。ただし、相模原市立中学校における生徒の体育及び文化大会報償費支給取扱要領(平成21年4月1日施行)における報償費の支給対象となる者及び相模原市障害者競技大会参加者奨励金贈呈要綱(平成28年4月1日施行)における奨励金の贈呈対象となる者は除く。

- (1) 出場選手で、市内に在住の個人又は市内に設置された学校(学校教育法(昭和22年第22号)第1条に規定する学校)、保育所等に所属する個人であること。
- (2) 大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手で構成される市内に所在する団体であること。ただし、対象は市内に在住する個人又は市内に設置された学校(学校教育法(昭和22年第22号)第1条に規定する学校)、保育所等に所属する個人に限る。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の社会体育活動に対する意識高揚に資するもの。

(対象となる大会)

第3条 奨励金の贈呈の対象となる大会は、地方予選を経て出場する大会又は厳正かつ明確な基準により出場する大会で、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、日本スポーツ協会又は日本オリンピック委員会の加盟団体の競技に限る。

(1) 国際規模の大会

- ア オリンピック大会その他の世界規模の大会
- イ アジア大会その他の国際規模の大会
- ウ ア及びイに準ずるもので、市長が特に認めたもの

(2) 全国規模の大会

国、地方公共団体、日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)、日本オリンピック委員会(加盟団体を含む。)又はこれらに準ずる団体が主催する大会

(贈呈額)

第4条 奨励金の贈呈額は、別表に定めるところによる。ただし、第7条ただし書に規定する場合における贈呈額は、上位の大会について別表に定める金額と既に贈呈した金額との差額とする。

(申出)

第5条 奨励金を受けようとするもの(以下「申出者」という。)は、相模原市スポーツ大会出場奨励金申出書(第1号様式)に必要書類を添えて原則として大会開催の14日前までに、市長に申し出るものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申出があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、奨励金の交付を適当と認めるときは、交付の決定を行い、スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申出者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金の交付を適当でないと認めるときは、スポーツ大会出場奨励金不交付決定通知書(第3号様式)により申出者に通知するものとする。

(贈呈の回数)

第7条 贈呈の回数は出場する選手につき、当該年度内において1回を限度とする。ただし、当該年度内において、別表に定める上位の大会に出場することとなった場合にあっては、1回を超えて贈呈できるものとする。

(結果報告)

第8条 申出者は、大会が終了したときは、速やかに出場結果報告書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(交付の取消し)

第9条 市長は、第6条の規定により交付決定された申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部又は一部を取消しできるものとする。

- (1) 大会が中止されたとき。
- (2) 選手が大会出場を辞退し、又は取り消されたとき。(途中棄権を除く。)
- (3) 大会への出場に関し不正その他不適切な行為をしたとき。
- (4) その他この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、スポーツ大会出場奨

励金取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に申出者に奨励金を交付しているときは奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 相模原市社会体育大会選手等奨励要綱(昭和61年8月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

項 目		金 額	
個人	国際規模の大会	オリンピック大会に出場する個人に限る。ただし、オリンピック大会と同等の規模の世界大会については、その都度、協議することができる。	100,000円
		世界大会規模の大会	30,000円
		世界大会規模の大会(国内開催)	20,000円
		アジア大会規模の大会	20,000円
		アジア大会規模の大会(国内開催)	10,000円
		その他の大会	10,000円
	全国規模の大会	国民体育大会(正式競技)	10,000円
		その他の大会	5,000円
		その他の大会(県内・東京都開催)	3,000円
団体	国際規模の大会	個人の金額に出場選手数を乗じた額とする。ただし、上限を150,000円とする。	
	全国規模の大会	個人の金額に出場選手数を乗じた額とする。ただし、上限を75,000円とする。	